

# 足立区議会全員協議会運営規程

(平成20年12月10日区議会議長訓令甲第3号)  
改正 平成25年3月1日区議会議長訓令甲第2号

## (趣旨)

第1条 この規程は、足立区議会会議規則(昭和31年9月26日区議会議決)第126条の規定により設けた足立区議会全員協議会(以下「全員協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事項)

第2条 全員協議会は、当初予算、決算その他重要な議案及び行政上重要な事項(以下「重要議案及び重要事項」という。)に関する協議を行うものとする。

## (出席要求)

第3条 全員協議会は、区長並びに議題となった重要議案及び重要事項に関係する執行機関及び関係機関の出席を求め、説明を聴取することができる。

## (構成員)

第4条 全員協議会の構成員は、全議員とする。

## (招集)

第5条 全員協議会は、議長が招集し、主宰する。

## (議長の職務代行)

第6条 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

(定足数)

第7条 全員協議会は、議員定数の半数以上の議員が出席しなければ、これを開くことができない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、全員協議会の運営に関し必要な事項は、全員協議会が定める。

付 則

この規程は、平成20年12月10日から施行する。

付 則 (平成25年3月1日区議会議長訓令甲第2号)

この規程は、平成25年3月1日から施行する。